

令和3年5月10日

保護者 様

新型コロナウイルス感染症に対する緊急特別対策について

福島東稜高等学校
校長 小原 敏
〔公印省略〕

1 方針

令和3年5月7日に開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、従来株より感染しやすいと指摘される変異株も確認され拡大傾向にあることから、県内の感染状況が「ステージⅢ」と判断され、5月31日まで緊急特別対策をとることが示されました。これに基づき福島県教育庁から、県立学校及び各市町村教育委員会に対し感染症対策のレベルを上げて「緊急特別対策」をとるよう要請されました。それに伴い、福島県私学法人課より私立学校においてもこれに準じた対策を講じるよう通知がありました。

生徒の教育を受ける権利を保障するため、本校としても感染症対策を徹底し、持続的な学校運営に努めます。5月31日までに予定されていた学校行事をはじめとする教育活動については内容の変更等も含め関係する部署と協議し、改めて連絡いたしますのでご理解とご協力をお願いします。

2 内容

(1) 対象期間 令和3年5月8日(土)～同月31日(月)

※終了期日が変更となる際は、改めて通知いたします。

(2) 対象期間における対応

- ①感染リスクの高い学習活動については、停止します。ただし、食物文化科や看護科、看護専攻科の実習については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に示す感染症対策に基づき、学内実習等に代替するなど、感染症対策を徹底し実施いたします。
- ②県外への不要不急の往来は自粛してください。県内であっても、感染が拡大している地域への不要不急の往来を控えてください。ただし、全国大会等やむを得ない事情により感染拡大地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底することとします。
- ③宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止します。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能としますが、訪問先の感染状況によっては変更することもあります。
- ④部活動における感染症対策について
 - ア 6月に大会参加の予定がない場合は原則自粛とします。活動する場合は感染リスクの高い活動を除いて実施します。
 - イ 活動前後に会食することを控え、会話の際はマスクを着用するよう指導します。
 - ウ 各種大会への参加は可能としますが、他校との練習試合や合同練習会は停止します。
 - エ 公式戦等大会参加等を予定している場合は活動時間の短縮(平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。)を図るとともに感染症対策を徹底して実施します。

オ 活動にあたり、実施内容や方法を工夫して実施します。体育館や教室など屋内で実施する部活動については、常時または定期的な換気を実施します。

⑤学校内における感染症対策について

ア 健康観察の徹底

- ・生徒手帳を活用し、登校前の検温等や健康観察を徹底し、体調不良者には医療機関の受診を促すとともに自宅で休養するよう指導します。この場合、指導要録上は「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。
- ・登校後、発熱等の風邪症状がみられた場合には、当該生徒に対して帰宅および医療機関の受診を促します。症状がなくなるまでは自宅での休養するよう指導します。この場合、指導要録上は「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。
- ・生徒の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合も無理せず自宅にて健康観察をお願いします。この場合、指導要録上は「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

イ 昼食時は、対面にしない、会話を控える、換気を強化する等を徹底します。

ウ 教室や職員室等の換気を、常時または定期的実施します。

エ 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないことなど、差別偏見防止のための指導を徹底します。

オ 校内実習に関すること

学校内での実習や産業現場等学校外での実習を実施する際には、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に示す感染症対策を講じます。

- ・食物文化科の調理実習や看護科・看護専攻科等の校内実習については各家庭に協力を要請し、マスク着用を原則とします。また、実習内容の見直しを図りながら感染症拡大防止に努めます。
- ・共用の教材、教具、機器や設備などを適切に消毒します。
- ・共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い等を徹底します。
- ・事前に生徒の健康観察を行います。
- ・常時換気することに努めます。
- ・実習（材料運搬や作業）においては教員・生徒同士の接触を極力避け、個人で使用する材料や道具の配布及び回収は、生徒個人が行うこととします。
- ・生徒同士の距離を可能な限り確保（概ね1～2メートル）し、対面とならないように配置します。（身体的距離は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に示す地域ごとの行動基準を参考とします）
- ・空間を分割した少人数での活動を行います。
- ・実習服やシーツ等の洗濯頻度を高めるようにします。

⑥休み時間に関すること

生徒の行動等をすべて把握することが困難なことから、生徒への感染症対策の考え方を十分理

解させるよう指導します。

「レベル3・レベル2の地域」

- ・トイレ休憩については、混雑しないように間隔を空けるよう指導します。
- ・廊下で滞留しないようにしたり、私語を慎むよう指導します。

⑦寄宿舍「福島東稜天神寮」における感染症対策について

ア 居室における感染症対策

- ・居室は定期的に窓を開けて換気を行うよう指導します。
- ・居室を2人以上の共用としている場合、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けるよう指導します。
- ・自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用するよう指導します。

イ 共用スペースにおける感染対策（基本的な考え方）

- ・飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際はマスクを着用するよう指導します。
- ・換気はこまめに行います。
- ・施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるように努めます。
- ・地域での流行状況や施設内での有症状者の発生状況などに応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討します。

ウ 食堂

- ・食堂の使用前後に手洗いをを行うよう指導します。
- ・食卓は座席の間隔をあけるよう努めます。
- ・向かい合って着席しないように座席を配置するよう努めます。
- ・大声での会話を控えるように指導します。
- ・ビュッフェ形式は避けることが望ましいですが、やむを得ない場合は以下の点に留意します。
 - 料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行うこと。
 - マスクを着用すること。
 - 料理のそばでは会話を控えること。

エ 食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒します。

オ 浴室

- ・脱衣所、浴室内で、大声で話さないように指導します。
- ・浴槽の使用にリスクはないため、使用自体を制限する必要はないとされています。
- ・浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒します。

カ トイレ

- ・使用後は必ず流水・石けんでの手洗いをを行い、手を拭くタオルは共用としないこととします。個人のタオルや、ペーパータオルを使用するよう指導します。
- ・定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒します。

キ その他

- ・その他の共用設備(給水機、自動販売機など)や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的な(1日数回)消毒を行うようにします。この場合、生徒等が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫を講じます。
- ・清掃を生徒等が行う場合は、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにします。

ク その他の平時の対策

- ・管理者および居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を生徒手帳へ記録・保管するよう指導します。
- ・発熱や体調不良があるものは居室内(個室)に隔離します。ただし、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、下記に示す「新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した時の対応」対応を行います。

ケ 新型コロナウイルス感染症疑いが発生した時の対応

- ・発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮にすぐに症状がおさまったとしても、主要症状(発熱や咳など)が消退した後2日を経過するまで、個室等に確保し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこと。また、体調不良者が同時に複数名以上(例えば3名以上)発生した場合には、教頭へ報告し、医療機関に相談する。
- ・濃厚接触者を減らす目的で、個室に移動させる。
- ・個室が確保できない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努めること。1m以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導すること。
- ・疑いがある者は、できる限り共用スペースを使用しないようにし、使用する場合はほかの居住者と使用時間をさけ、使用前後に当該物品の消毒を行うこと。

【根拠となる法令・通知等】

- 1 令和3年4月28日付文部科学省通知
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)
- 2 令和3年5月7日付福島県私学法人課通知(3文第436号)
- 3 令和3年5月7日付福島県教育庁通知(3教健第119号)
- 4 令和3年5月7日付本校新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン^⑬

※このガイドラインは令和3年5月10日策定のものであり、今後の状況変化により変更することがあります。